

**防犯カメラ運用委託
事業者選定プロポーザル実施要領**

**令和6年4月
半田市総務部防災安全課**

第1 趣旨

防犯カメラ運用委託業務を行う事業者を募集します。

市内道路上の電柱（中電柱、NTT 柱等）や道路照明等などに防犯カメラを設置し、犯罪抑止さらには市民の体感治安や防犯意識の向上を目指す。また、防犯カメラのデータは、主に警察が犯罪者の追跡等のために使用し、早期検挙につなげることから犯罪抑制を図ることを目的とします。

第2 事業概要

1. 事業名

防犯カメラ運用委託（以下「本事業」という。）

2. 実施場所

半田市内全域

3. 実施期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

4. 準備期間

契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで

5. 事業内容

別紙「防犯カメラ運用委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6. 提案上限金額

57,024,000円（税込）

なお、各年度の年割額の限度額は、次のとおりとする。

令和6年度 3,801,600円

令和7年度 11,404,800円

令和8年度 11,404,800円

令和9年度 11,404,800円

令和10年度 11,404,800円

令和11年度 7,603,200円

7. 担当課

総務部 防災安全課（担当：藤井・伊藤）

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話：0569-84-0626（直通）

メールアドレス：bousai@city.handa.lg.jp

第3 プロポーザルの概要

1. 名称

防犯カメラ運用委託事業者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

2. 方式

公募型プロポーザル方式

3. 応募資格

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす法人であることが必要である。

- (1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、官公庁又は防犯協会等、地域の防犯・安全活動団体が発注した同種の受注実績を有する者であること。
- (2) 契約締結までの間に令和6・7年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当しないこと。

第4 選定日程等

1. スケジュール

項目	日程
1 本プロポーザルの公告	令和6年4月23日（火） ※市ホームページにて要領、仕様、様式等を公開
2 質問書受付 ----- 質問書回答	令和6年5月7日（火）まで ----- 令和6年5月10日（金）
3 プロポーザル参加 表明書受付	令和6年5月14日（火）まで
4 参加資格要件審査 結果通知	令和6年5月17日（金）
5 提案書提出受付	令和6年5月23日（木）まで
6 プレゼンテーション 審査	令和6年5月27日（月）

7	審査結果通知	令和6年5月28日（火）
8	契約締結	令和6年5月31日（金）予定
9	業務開始	令和6年12月1日（日）

2. 質問書受付・回答

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。メール以外による質問は受け付けない。

ア 受付期間

イ 令和6年5月7日（火）まで

ウ 提出先メールアドレス

bousai@city.handa.lg.jp（半田市総務部防災安全課）

(2) 質問書に対する回答

ア 回答期限

イ 令和6年5月10日（金）

ウ 回答方法

市ホームページにて全ての質疑に対する回答を公開する。

本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

3. プロポーザル参加表明書の提出

参加表明者は、応募資格を確認の上、下記のとおり提出すること。

- ・ プロポーザル参加表明書提出票（様式第3号）を表紙として番号順にまとめること。
- ・ 1部提出すること。

(1) 提出書類

表紙	プロポーザル参加表明書提出票（様式第3号）
1	プロポーザル参加表明書（様式第4号）
2	法人の事業概要が分かる会社案内等の資料
3	法人の定款及び規約等
4	直近の事業報告書及び財務書類 ※直近1年分の決算書等財務状況が分かるもの
5	契約実績が分かる書類
6	事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書 ①税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3）） ②県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明） ③※当該市町村が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

※法人及び法人代表者が市内に住所を有している場合には「③当該市町村が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）」の代わりに法人及び法人代表者の「市税等滞納有無調査承諾書（様式第 5 号及び様式第 5 号の 2）を提出すること。

7 法人登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(2) 受付期間

令和 6 年 5 月 1 4 日（火）まで

(3) 提出先

半田市総務部防災安全課

半田市東洋町二丁目 1 番地

電話:0569-84-0626（直通） 担当：藤井・伊藤

(4) 提出方法

持参又は書留扱いの郵送

ア 郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り。なお、郵送中の事故については責任を負わないものとする。

イ 持参の場合は事前に電話予約の上、午前 9 時から午後 4 時までに提出すること。

(5) 参加資格要件審査結果通知

プロポーザル参加表明書等を提出した者について、「第 3 - 3 応募資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果を通知する。

4. 提案書等の提出受付

プロポーザル参加表明書等を提出し、参加資格要件審査結果通知書により参加資格ありと通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類等の作成について

ア 防犯カメラ運用委託提案書提出票（様式 6 号）を表紙として番号順にまとめること。

イ 提案書は A4 縦、横書きにて作成し、左綴じとすること。

ウ 全 6 部（正本 1 部、副本 5 部）提出すること。

(2) 提出書類等

表紙	防犯カメラ運用委託提案書提出票（様式第 6 号）
1	① 防犯カメラ運用委託借上提案書（様式第 7 号） ② 基本方針に関する提案書（様式第 8 号） ③ 業務管理運営・保守管理に関する提案書（様式第 9 号）

④ 機器性能に関する提案書（様式第 10 号）
⑤ 業務受託実績報告書（様式第 11 号）
⑥ 会社概要書（様式第 12 号）
2 見積書（様式第 13 号）

(3) 提出期限

令和 6 年 5 月 23 日（木）まで

午前 9 時から午後 4 時まで

(4) 提出先

半田市総務部防災安全課

半田市東洋町二丁目 1 番地

電話:0569-84-0626（直通） 担当：藤井・伊藤

(5) 提出方法

持参

事前に電話予約の上、午前 9 時から午後 4 時までに提出すること。

(6) 提案書記載内容

各様式に記載された内容とする。

5. プレゼンテーション（提案書等の審査）

提出された提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 実施日時

令和 6 年 5 月 27 日（月）

※時間及び場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 実施方法

1 事業者のプレゼンテーションは 15 分以内とし、その後に 10 分程度の質疑応答を行う。

(3) 出席者

1 事業者の出席者は 3 名以内とする。提案書の内容を熟知した担当者が必ず出席すること。

(4) プレゼンテーションの順番

提案書の受付順とする。

(5) その他

ア 説明は、提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこと。

イ 当日の追加資料の配布は認めないものとする。

ウ 市は机、椅子、電源、スクリーン、HDMI ケーブルを用意するものとし、パソコン、USB メモリーの貸出はしない。

6. 審査及び結果通知

(1) 審査

審査は、提案書等に記載された内容（見積額含む。）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、審査基準に基づき審査し、評価点が最も高い事業者を優先候補者に決定する。なお、最上位評価者が辞退又は失格となったときには、次点評価者を繰り上げて、優先候補者とする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
基本方針	基本的な考え方が趣旨に適合していること
業務管理運営・保守管理	運用スケジュールや保守管理体制が適切であること
機器性能	機器が仕様を満たしていること
業務受託実績	同種業務の受託実績があること
会社概要	法人の経歴及び経営状況が健全であること
事業費	見積金額等

※同点となった場合は、審査項目「機器性能」の得点が高いものを優先候補者とする。

(3) 審査結果通知

審査結果は、参加表明者に対し、令和6年5月28日（火）にプロポーザル審査結果通知書を発送する。なお採点結果、順位等は通知しないものとする。

(4) プロポーザル参加表明者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 「第3-3応募資格」に規定する要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合
- エ 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- オ 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- カ 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、半田市が失格であると認めた場合
- キ 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- ク その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(5) 合格基準点

優先事業者の決定にあたり、合格基準点（70点）を設定し、当該点数を下回った事業者とは契約しないものとする。

7. 契約の締結

予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

第5 その他

1. 市が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。

2. 本プロポーザルの参加に関するすべての費用は参加事業者の負担とする。
3. 提案書等は、個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、情報公開の対象となり請求により開示する場合があるため、非開示を希望する情報がある場合には、提案書の開示に係る意向申出書（様式第2）を別途提出すること。
4. プロポーザル参加表明者で令和6・7年度半田市入札参加資格（物品等）を有していない事業者は申請手続きを行うこと。（受付期間は令和6年5月7日まで）
5. プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

第6 提出・問合わせ

半田市総務部防災安全課（担当：藤井・伊藤）

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話：0569-84-0626（直通） FAX：0569-84-0640

メールアドレス：bousai@city.handa.lg.jp

半田市HP：<https://www.city.handa.lg.jp/>